

# 地域生活支援事業(移動支援・福祉ホーム利用料)について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		「市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください」への回答
0	愛知県	<p>平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得者(市町村民税非課税世帯)の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、市町村に対しては、地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしているところです。</p> <p>なお、本県としては、障害者が必要なサービスを利用できるよう「市町村が、必要な事業を確実に実施できるよう、また、超過負担が生じないように十分な財源措置を講ずること」や「事業の実施については市町村間に大きな格差を生じさせないために、各事業の実施方法や単価について標準的なモデルを示すこと」を、国に対して要望しているところです。</p>
1	名古屋市	<p>地域生活支援事業については、障害福祉サービスと同様に平成22年4月から移動支援事業をはじめとする5事業について市民税非課税世帯の自己負担を無料としたところです。それ以外の方についてもサービスごとに利用者負担を設定させていただいておりますが、それぞれの負担水準を低く抑えることにより、各サービスの負担額が合算されても過重な負担とならないように配慮しているところでございます。また、身体障害者福祉ホームでは、就労形態に応じた利用料とするなど負担軽減を図っているところでございます。</p>
2	豊橋市	<p>障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取扱いとします。</p>
3	岡崎市	<p>所得に応じた負担軽減措置を講じています</p>
4	一宮市	<p>地域生活支援事業の利用者負担については、自立支援給付事業に準じた方法でお願いしていますので、現行制度によりたいと考えています。また、福祉ホームについては、県の実施する事業であり、一宮市として補助等を行う予定はありません。</p>
5	瀬戸市	<p>地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと判断しておりますので、独自に軽減策は考えておりません。</p>
6	半田市	<p>地域生活支援事業におきましては、国の障がい福祉サービスと同様に所得に応じて利用者の負担を10%、0%の負担とし、月額の利用者負担額も国制度の上限月額の範囲内としております。その上で、地域生活支援事業のうち、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、福祉ホーム及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っております。</p>
7	春日井市	<p>障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。国においては、平成22年14月に自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。ただし詳細は未定のため、今後の動向を見守っていきます。</p>
8	豊川市	<p>障害者自立支援法同様、住民税非課税世帯のサービスの利用料は無料となっております。</p>
9	津島市	<p>移動支援を含め地域生活支援事業における利用者負担については、現在市民税非課税世帯に対し、原則1割負担をお願いしておりますが、平成24年度からの無料化に向け圏域で調整をしておりますので、歩調を合わせて進めてまいります。</p>
10	碧南市	<p>ご意見としてお聞きします。</p>
11	刈谷市	<p>障害者自立支援法の改正により、平成24年4月2日から同法に基づくサービスの利用者負担については、応益負担から応能負担への見直しが行われます。従いまして、障害のある人に対するサービスについて、自己負担の撤廃ではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。</p>
12	豊田市	<p>※文書回答なし</p>
13	安城市	<p>引き続き、国の制度に基づき、適用していく予定です。</p>

市町村名		「市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください」への回答
14	西尾市	西尾市では、障害者自立支援法のサービスである障害福祉サービスと、地域生活支援事業の有料のサービスを利用した場合には、利用者負担額の合算がそれぞれのいずれか高い額を超えた部分について償還払いをする制度がありますので、当面はその制度で対応したいと考えております。
15	蒲郡市	現行の制度でご理解ください。
16	犬山市	地域生活支援事業については、国と同様、低所得者の利用者負担の無料化に加えて、地域活動支援センターの利用料やストマ・紙おむつの購入費用の負担軽減を市独自で実施しています。福祉ホーム事業は行っていません。
17	常滑市	国の制度に準じて行います。
18	江南市	法に基づき、対応していきます。
19	小牧市	現在、小牧市では訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については利用料を無料としています。移動支援の利用料については、国の制度と同じ自己負担額の体系をとっておりますので、市民税非課税世帯及び生活保護世帯につきましては利用料を無料としています。福祉ホームについては、小牧市に1棟もありませんので現在のところは利用料についての減免は考えておりません。
20	稲沢市	地域生活支援事業は年々増加の一途を辿っており、補助対象事業費の範囲が狭く、国・県の補助対象事業費は4/3以下であるため、今後財政を圧迫する可能性が大と思われますので、現在のところ利用料無料は考えておりません。
21	新城市	現在は考えておりません。
22	東海市	現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。
23	大府市	地域活動支援センターの利用料は無料としています。その他のサービスの負担軽減は、国のサービスに準じて行っています。
24	知多市	移動支援事業における利用者負担額は障害福祉サービス費と同様に考えています。
25	知立市	現段階では考えていません。国の制度に合わせて、負担が過大にならないよう所得に応じた1か月当たりの負担限度額を設定しています。H22. 4より市民税非課税世帯は無料です。
26	尾張旭市	地域生活支援事業の利用料については、市独自の施策で市民税非課税世帯は、無料となっております。
27	高浜市	国では「障害者自立支援法」を廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)の制定に向け、障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見を聞きながら検討進められていることから、その動向を注視してまいりたいと考えています。自立支援医療については、高浜市障害者医療制度により、自己負担を全額助成しています。
28	岩倉市	低所得者に対しては、減免をしており、市独自の減免の拡大については考えておりません。
29	豊明市	非課税世帯の方は無料です。
30	日進市	法令に準じた利用料の負担をお願いしていきます。
31	田原市	自立支援医療受給者の方で、重度の身体、知的障害のある方については、それぞれの市の障害者医療が適用され、重度の身体・知的障害の方は、全額無料、精神障害のある方については、通院に関して無料となっております。その他の項目については、障害者総合福祉法(仮称)策定のための障害者制度改革推進会議等の動向に注視し、市で対応できるものがあれば検討していきます。
32	愛西市	市町村市民税非課税世帯については無料化を検討中です。
33	清須市	国の制度に準じており、現在のところ考えていません。
34	北名古屋市	本市では、地域生活支援事業開始当初から無料にて実施しています。
35	弥富市	利用料の1割負担をお願いしていますが、低所得の利用者負担について現在、海部圏域で検討をしています。
36	みよし市	※文書回答なし

市町村名		「市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください」への回答
37	あま市	平成24年4月から市民税非課税世帯への無料化実施に向けて検討中です。
38	東郷町	国の指針、施策に準じて実施していきます。
39	長久手町	現行どおりとします。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	本町では、地域生活支援事業に係る利用者負担を国の自立支援給付と同様に設定し、自立支援給付の利用者負担との合算により上限を超えた額を減免しています。なお、町独自の無料化について、現在のところ考えていません。
42	扶桑町	平成22年度から町民税非課税世帯については、利用者負担をなくしました。
43	大治町	※文書回答なし
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	現行どおり
46	阿久比町	国の基準で負担をお願いしますが、現在ほとんどの方が、軽減措置で自己負担無しで利用しています。
47	東浦町	地域生活支援事業のうち、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業等については、現在、既に無料になっております。福祉ホーム利用料については、現在、県が補助しており、本町独自の無料化は予定しておりません。移動支援についても、現在のところ、本町独自の無料化は予定しておりません。
48	南知多町	国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	障がい者自立支援法のサービス負担上限額を使用しており、利用料の無料は考えていない。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	制度改善については、機会あるごとに働きかけていきます。町独自の対策については、近隣の状況などを考慮しつつ改善していきます。
52	設楽町	財政上の事情により、町独自の対応は困難であると考えます。
53	東栄町	自立支援法に基づいて実施しています。独自の施策は財政上の事情で困難と思われます。
54	豊根村	村独自の施策として、重度障害手当(1,500円～2,000円/月)の支給、精神障害者医療費助成(通院:全額、入院:半額)、村営バスの無料化を行っています。